

越前市ホームページ更新業務公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本業務は、越前市ホームページを更新することにより、検索性の向上（「検索性が高いトップページの導入」、「情報の分類項目、階層及びページの整理」）、閲覧方法の多様化等に配慮したホームページの作成など、知りたい情報を容易に入手できる利便性の高いホームページとすることを旨とするとともに、職員のページの更新作業負担の軽減を図る。

また、作成ページのオープンデータ化を推進することで、必要とする情報を誰でも扱うことができる環境を構築する。

実施にあたっては、公募型プロポーザル方式により、提案を広く求め、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の受託者として決定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 越前市ホームページ更新業務
- (2) 業務内容 「越前市ホームページ更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間
 - ア 構築期間 契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで
本稼働 令和5年12月1日
 - イ 賃貸借期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
- (4) 契約上限金額 18,096千円（消費税及び地方消費税を含む）
（年度割 令和5年度1,207千円、令和6年度3,620千円、令和7年度3,620千円、令和8年度3,620千円、令和9年度3,620千円、令和10年度2,413千円）
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市において指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 県内に本社もしくは支社を有すること。
- (4) 越前市指名競争入札参加資格者名簿の情報系業務又はその他（コンピュータ関連業務）に登載されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申

し立てがなされていないこと。

- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 福井県内に営業・保守拠点を置き、障害発生時に当市の連絡から1時間以内に駆け付け保守が可能であること。
- (8) 過去3年以内に、官公庁を契約相手先とし、Webサービス構築に関する業務実績を複数件有していること。
- (9) プライバシーマーク及びISO/IEC27001(ISMS)の認証を取得している事業者であること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年5月12日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、電子メールで提出すること。
- (3) 回答予定日 令和5年5月16日(火)
- (4) 回答方法 電子メールで回答する。

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類と提出部数 各1部
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 会社概要(様式第2号)
 - ウ 業務実績調書(様式第3号)
 - エ 業務の実施体制(様式第4号)
 - オ 配置予定技術者調書(様式第4号の1、様式第4号の2、様式第4号の3)
 - カ 再委託調書(様式第7号)※再委託する場合のみ
 - キ CMS機能要件一覧(仕様書別紙)
 - ク 国税(法人税及び消費税)及び越前市市税に係る納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの)※越前市市税については、越前市に本社又は営業所がある場合のみ。
 - ケ 上記キの電子データ(CD又はDVD)※持参又は書留郵便での提出の場合のみ

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和5年5月19日(金)午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課地域情報発信室
- ウ 提出方法 原則として電子メールによるものとする。ただし、本市からの確認返信をもって受付(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)とする。本市からの確認返信がなされない場合は、電話にて通知すること。

メールアドレス：brand@city.echizen.lg.jp

なお、持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)での提出も可能とする。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数 各1部

※企画提案書等は企画提案書等作成要領及び仕様書に基づいて作成すること。

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案資料（A4横版、Microsoft PowerPoint）

ウ 工程表（任意様式）

エ 参考見積書（様式第8号）

オ 上記ア～エの電子データ 1式（CD又はDVD）

※持参又は書留郵便での提出の場合のみ

(2) 提出方法及び期限

ア 提出期限 令和5年6月5日（月）正午まで（必着）

イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課地域情報発信室

ウ 提出方法 原則として電子メールによるものとする。ただし、本市からの確認返信をもって受付（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）とする。本市からの確認返信がなされない場合は、電話にて通知すること。

メールアドレス：brand@city.echizen.lg.jp

なお、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）での提出も可能とする。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) プレゼンテーションに参加するのは1者あたり3名以内とし、説明を行うのは、参加表明書のエ 業務の実施体制（様式第4号）に示した管理技術者とする。
- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び15分程度のヒアリング（質疑応答）とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) プレゼンテーション当日の審査の順番は企画提案書の到着順とする。

8 審査方法

審査については、越前市ホームページ更新業務に係るプロポーザル審査委員会において、企画提案書等を提出した者の中から、「越前市ホームページ更新業務に係る公募型

プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づき、第1次審査及び第2次審査の内容を委員会の委員が評価(点数化)し、各委員の評価点(第1次審査と第2次審査の合計点数)の総合計が最も高い者を事業者として選定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

参加要件を満たす者の中から、提出書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者3者以内を選定する。

結果通知予定日 令和5年5月25日(木) (予定)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案書等についてのプレゼンテーション(デモ機での実演も可)及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。

(3) 審査基準及び配点

「評価基準」のとおり

(4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨五入とする。

(5) 受託候補者の合格基準点

合格基準点105点

・第1次審査 21点

ただし、CMS機能要件において、必須の項目が実現不可能な場合は失格とする。

・第2次審査 84点

評価点については、全審査委員の評価点数の合計の平均値が合格基準点を満たす場合のみ、受託候補者とする。また、企画提案事業者が1者の場合、第2次審査を実施し総得点が総配点の65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

(6) 実施日 令和5年6月12日(月) (予定)

9 審査結果の通知

(1) 第1次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の日時・会場等について、書面で通知する。

(2) 第2次審査

書面で通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の方法により契約期間をシステム稼働期間(5年間)とする賃貸借契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書(内訳明記)を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参

考見積書の金額を上限とするが、契約に係る協議の際に越前市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

1.1 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

エ 参考見積書に記載する提案価格に消費税及び地方消費税を加えた額が契約上限金額を超過したとき。

1.2 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことに留意すること。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提案者に無断で使用しない。

(5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(6) 業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

(7) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例規定により不開示とするので、これら情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

(8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は越前市に帰属するものとする。

(9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページで公表する。

1.3 日程

質問受付期限	令和5年5月12日(木)午後5時まで
質問回答	令和5年5月16日(火)
参加表明書受付期限	令和5年5月19日(金)午後5時まで
企画提案書等受付期限	令和5年6月5日(月)正午まで
第1次審査会	令和5年5月23日(火) (予定)
第1次審査結果通知	令和5年5月25日(木) (予定)
第2次審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)	
	令和5年6月12日(月) (予定)
第2次審査結果通知	令和5年6月15日(木) (予定)
契約	令和5年6月下旬(予定)

1.4 担当部署(提出先・問合せ先)

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

越前市総合政策部ブランド戦略課地域情報発信室 担当 武藤・岩崎

TEL 0778-22-3428

電子メール brand@city.echizen.lg.jp